

第5章 子ども・子育て支援事業計画（作業中）

子ども・子育て支援法では、市町村は、国が定める基本指針に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

この子ども・子育て支援事業計画は5年間を計画期間として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」の内容、実施時期について定めることとされており、本市では令和2年度から令和6年度までの5年間の期間について、「第2期子ども・子育てプラン」第4章でこれらについて定め、取組を進めてきました。

本章は、令和6年2月に実施したニーズ調査結果を踏まえ計画した本市の取組内容について、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定め、教育・保育の量の見込みと確保の内容を記載することとされています。

本計画では、教育・保育提供区域について、令和6年度までの第2期計画と同様に、地域のネットワークである「地域まちづくり推進協議会」が所管する15の区域を基にして、全市を6つの区域に分けて設定します。

	教育・保育提供区域	地域まちづくり推進協議会
1	神居・江丹別地区	①神居 ②江丹別
2	神楽・西神楽・緑が丘地区	③神楽 ④西神楽 ⑤緑が丘
3	中央・新旭川・東光・豊岡地区	⑥中央・新旭川 ⑦東光 ⑧豊岡
4	末広・春光・春光台・鷹の巣 東鷹栖・北星地区	⑨末広 ⑩春光 ⑪春光台・鷹の巣 ⑫東鷹栖 ⑬北星
5	永山地区	⑭永山
6	東旭川地区	⑮東旭川

2 人口推計

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に当たり基本となる本市の子どもの推計人口は、直近5か年度（令和元年度から令和5年度）の住民基本台帳の数値を基に、コーホート変化率法により試算しています。

■就学前児童（0歳～5歳）

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和 7年	1,452	1,443	1,621	1,747	1,825	1,930
令和 8年	1,404	1,476	1,439	1,617	1,750	1,825
令和 9年	1,365	1,428	1,472	1,435	1,620	1,750
令和 10年	1,333	1,389	1,424	1,468	1,437	1,620
令和 11年	1,294	1,357	1,385	1,420	1,470	1,437

※各年4月1日現在

■小学校児童（6歳（小1）～11歳（小6））

(単位：人)

	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児
令和 7年	2,081	2,088	2,179	2,285	2,301	2,428
令和 8年	1,915	2,089	2,081	2,181	2,288	2,300
令和 9年	1,811	1,923	2,082	2,083	2,184	2,287
令和 10年	1,736	1,819	1,917	2,084	2,086	2,183
令和 11年	1,607	1,744	1,813	1,919	2,087	2,085

※各年4月1日現在

3 量の見込み及び確保方策の内容

(1) 量の見込み

「量の見込み」とは、子ども・子育てに関する事業（施設やサービスの利用）が、どれだけ必要とされているかを示す見込みの数値であり、事業の「需要量」を指します。

この量の見込みは、国の手引きに準拠し、ニーズ調査の結果を基礎とするため、「現在は利用していないが、必要となった場合は利用したい」といった潜在的な需要を含みます。

量の見込みの算定に当たっては、ニーズ調査の結果による利用意向率に各年度の推計人口を乗じて算定するニーズ量を基本としますが、ニーズ量と実際の利用実績に大幅な乖離が生じる事業は、その事業の特性や直近の利用実績の推移などを勘案し、適正な補正を行って、これを量の見込みとしています。

(2) 確保方策

「確保方策」とは、子ども・子育てに関する事業について、各年度においてどれくらいの数(定員や施設数など)を確保し提供するかを示す見込みの数値であり、事業の「供給量」を指します。

量の見込みに対して過不足が生じないように留意し、現在の提供体制を踏まえた適切な確保内容及び実施時期を設定しています。

(3) 設定する項目

【教育・保育】

認定区分	対象事業	対象年齢	区域
1号認定	幼稚園等で教育を希望するもの (幼稚園・認定こども園)		
2号認定	保育の必要性があり教育を希望するもの (幼稚園・認定こども園)	3～5歳	全市 区域別
	保育の必要性があるもの (保育所・認定こども園)		
3号認定	保育の必要性があるもの (保育所・認定こども園・特定地域型保育事業)	0～2歳	

【地域子ども・子育て支援事業】

	対象事業	対象年齢
1	時間外保育事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業	小学1～6年生
3	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0～5歳

4	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
5	一時預かり事業 ・幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 1～5歳
6	病児・病後児保育事業	0歳～小学3年生
7	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	6か月～小学6年生
8	利用者支援事業	0～5歳
9	乳児家庭全戸訪問事業	—
10	妊婦健康診査事業	—
11	養育支援訪問事業	—
12	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—
13	産後ケア事業	—
14	妊婦等包括相談支援事業	—
15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0～2歳
16	子育て世帯訪問支援事業	—
17	児童育成支援拠点事業	—
18	親子関係形成支援事業	—

4 教育・保育

教育施設である幼稚園や、教育と保育の機能を併せ持つ認定こども園、保育施設である保育所及び地域型保育など、平日日中の通園・通所に関する事業です。

(1) 全市における量の見込み及び確保方策

●待機児童数の推移（各年4月1日）

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年

●施設の状況（令和6年4月1日現在 幼稚園は5月1日現在）

施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率
認可保育所				
幼保連携型認定こども園				
保育所型認定こども園				
幼稚園型認定こども園				
幼稚園（施設型給付）				
特定教育・保育施設 計				
小規模保育事業				
事業所内保育事業				
特定地域型保育事業 計				
確認を受けない幼稚園				
認可外保育施設※				
企業主導型保育事業				
合計				

※事業所内保育施設及び地域型保育所を除く

●量の見込み及び確保方策

(2) 提供区域ごとの量の見込み及び確保方策

1) 神居・江丹別地区

●地区の概要

●待機児童数の推移（各年4月1日）

●施設の状況（令和6年4月1日現在 幼稚園は5月1日現在）

●量の見込み及び確保方策

2) 神楽・西神楽・緑が丘地区

3) 中央・新旭川・東光・豊岡地区

4) 末広・春光・春光台・鷹の巣・東鷹栖・北星地区

5) 永山地区

6) 東旭川地区

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業です。

(単位：人)

	令和 7 年度				
①量の見込み (1日当たり利用者数)					
②確保方策（定員数）					
過不足 (②-①)					

[確保方策の考え方]

現在の定員数で量の見込みの確保が可能であり、今後も継続して事業を進めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	令和 7 年度				
①量の見込み (1日当たり利用者数)					

[確保方策の考え方]

・・・